
別添書類 2

専利開放許諾（試行）契約書（参考例）

許諾者： _____

住所地： _____

法定代表者： _____

連絡先： _____ 電話番号： _____

電子メール： _____ ファックス： _____

郵便物送付先： _____

被許諾者： _____

住所地： _____

法定代表者： _____

連絡先： _____ 電話番号： _____

電子メール： _____ ファックス： _____

郵便物送付先： _____

本契約の許諾者は普通許諾の方式で、許諾者が保有する _____
_____（専利番号、専利の名称）の専利権の実施
を被許諾者に許諾し、被許諾者はそれ相応の実施許諾使用料を支払う。双方は平等協議を経て、各自の意思を正確で十分に示した上で、次のような協議に達成した。双方はこの協議を共同で遵守する。

第一条 本契約で実施を許諾した専利権：

1. 専利権： _____（発明、実用新案、意匠）専利。
2. 発明者/考案者： _____。
3. 専利権者： _____。

-
4. 専利登録日：_____。
 5. 専利番号：_____。
 6. 専利の有効期間：_____。
 7. _____までの専利年金は納付済み。

第二条 許諾者は開放許諾（試行）の声明条件を満たすことを承諾する。

1. 本専利は専利独占実施許諾または排他実施許諾の有効期間内がない。
2. 専利権者は、開放許諾（試行）実施期間における専利権の有効性維持を保証する。
3. 開放許諾（試行）を通じて達成した本専利のすべての許諾について、試行組織機関に届け出る。
4. 専利権者が中国国内の単位または個人であり、開放許諾の方式で技術の輸出を行う場合、『中華人民共和国技術輸出入管理条例』と『技術輸出入契約登記管理弁法』の規定に従って関連手続きを行う。
5. 専利権者は、上記の情報が事実であり、専利権者の真実の意思表示であることを承諾する。

第三条 許諾者は、次のような範囲、方式、期間で本専利を実施することを被許諾者に許諾する。

1. 実施方式：_____
_____。
2. 実施範囲：_____
_____。
3. 実施期間：_____。

第四条 被許諾者は本専利を実施する過程に、許諾者による技術資料、技術サービス、技術指導の提供を必要とした場合、別途契約を締結する。

第五条 被許諾者が許諾者に支払うべきこの専利権の使用料および支払方法は、許諾者が事前に開放許諾（試行）声明に示した使用料基準と支払方式と一致するが、専利権者が事前に声明に示した使用料基準などの許諾条件の変更について協議した。詳細は、以下の通りである。

参加料+歩合支払いの方式を採用する。うち、参加料は_____元であり、歩合は当年度の契約製品の純売上の_____％で計算する。

一括払いの方式を採用する。契約発効後_____日以内に一括してすべての使用料として_____元を支払う。

分割支払いの方式を採用する。契約発効後_____日以内に第一回の支払いとして_____元を支払い、そのあとは計_____回に分けて支払う。毎回は会計月度/四半期/年度終了前の_____日以内に_____元を支払う。第一回を含めて計_____回に分けて延べ元を支払う。

その他の許諾使用料基準：_____。

許諾者の口座開設銀行名、住所と口座番号は次の通りである。

口座開設銀行名：_____

住所：_____

口座番号：_____

被許諾者は本条の規定に従って使用料を支払わなかった場合、_____ (違約金の計算方法) に従って許諾者に違約金を支払わなければならない。

第六条 許諾者は、その専利権の実施許諾が如何なる第三者の合法的

権益も侵害しないことを保証しなければならない。被許諾者が第三者に専利権侵害で訴えられた場合、許諾者は_____しなければならない。

許諾者、被許諾者は第三者と協議することで、またはその他の第三者による調停や斡旋の下で和解して、紛争を解決することができる。

行政告発や法院起訴に係る場合、許諾者と被許諾者は法に基づいて対処しなければならない。

その他：_____。

第七条 許諾者は本契約の有効期間内において本専利権の有効性を維持しなければならない。許諾者の過誤によって本専利権が終了した場合、または本専利権が国家専利行政主管機関によって無効と宣告された場合、本契約は終了となり、許諾者は支払われた許諾使用料を被許諾者に返却しなければならない。

第八条 被許諾者は許諾者から実施を許諾された専利技術を利用して後続の改良を行う権利がある。これによって生じた実質的または創造的な技術進歩性を有する新しい技術成果について、次の_____とする。

被許諾者の所有。

許諾者の所有。

許諾者と被許諾者との共同所有。

その他：_____。

具体的な利益分配方式：_____。

第九条 本契約に関する変更は、必ず双方の協議を経て合意した上で書面にて確定しなければならない。

第十条 双方は、次の状況のいずれかによって本契約の履行が不必要または不可能となった場合、本契約を解除することができることに合意する。

1. 不可抗力が発生した場合。
2. _____。
3. _____。

第十一条 双方は、本契約の履行で発生した紛争について協議と調停を通じて解決しなければならない。協議、調停をしても解決できない場合、次の_____の方式で処理することに合意する。

1. _____ 仲裁委員会による仲裁を受ける。
2. 法に基づいて人民法院に提訴する。

第十二条 双方が約束した本契約のその他の関連事項： _____

第十三条 本契約は一式____部作成し、同等の法的効力を持つものとする。

第十四条 本契約は双方のサイン・押印を経て発効する。

許諾者： _____ (押印)

法定代表者／委託代理人： _____ (サイン)
年 月 日

被許諾者： _____ (押印)

法定代表者／委託代理人： _____ (サイン)
年 月 日

出所：国家知識産権局公式ウェブサイト (2022年5月11日付)
https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/5/17/art_75_175617.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。